

# JWPA 環境・社会行動指針

持続可能な社会を実現する風力発電の推進に向けて

2023 年 4 月

# 目次

- 01 はじめに
- 02 第1章 基本理念
- 03 第2章 取組方針
  - 03 (1) 環境への取組
  - 05 (2) 社会的課題への対応
  - 06 (3) ガバナンスの強化・向上
- 07 参考資料

## はじめに 環境・社会行動指針の策定にあたって

一般社団法人日本風力発電協会は、「風力発電の普及・拡大を通じて、人々に安心して安定した暮らしを届け、持続可能な社会の実現を目指す」とするミッション（理念）を掲げ、「脱炭素社会の実現に向け各界の知識、経験、総意を結集して、風力発電の最大限の導入、運用をリードする。風力発電を経済的に自立した主力電源にするとともに、国際的にも競争力のある風力発電産業を構築することを目指す」としたビジョン（基本的方向）を掲げています。

そして、バリューとして「個社や個別の業界の短期的な利益に偏ることなく、長期的かつ国家的な視野に立って、風力エネルギーの利活用に必要な施策、政策を、責任を持って提案し実行していく」とし、とくに「子供から大人まで、風力エネルギーに興味を持ち正しく理解して貰えるよう、積極的に幅広い情報を発信し、社会全般の信頼と支持の獲得に努める」、「地域の特性に配慮した風力エネルギーの丁寧な開発や安全を優先した設備運用を通じて、地域の資源を最大限に活用し、地域の経済・社会の発展に貢献する」などの行動指針のもとに、地域から信頼される発電事業の推進に取り組んでいるところです。

他方、国際社会の大きな変動のなかで、地球温暖化・気候変動やエネルギー安全保障の状況はますます厳しくなっています。わが国では、経済社会の基本施策として「脱炭素社会の実現」を掲げ、再生可能エネルギーの飛躍的な拡大を目指しており、エネルギーセキュリティの一翼を担う電源として風力発電が果たす役割はますます重要になっています。

「JWPA 環境・社会行動指針」は、持続可能な社会・脱炭素社会の実現という社会的な要請に応えながら、環境配慮と発電事業との両立を図り地域社会と共生する風力発電の推進を図るため、発電事業者をはじめとする本協会に所属するすべての主体が、事業の実施に際して遵守すべき行動規範（ルール）の理念と項目を定めたものです。

## 第1章 基本理念

### [背景]

近年、地球温暖化がその一因と考えられる台風の巨大化、集中豪雨の多発と長期化、土砂災害の拡大・激甚化、干ばつの拡大など、想定外の極端な気候変動の事象が国内外で発生しており、その早急な対応が求められています。

経済社会活動と環境との関わりについて、国連は2006年にESG投資を提唱し、企業の責任投資原則を示しました。また、2015年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標：SDGsとして2030年を目標年とする「17のゴール・169のターゲット」を設定しています。

国内では、2020年10月の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定を受けて、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入・拡大は急務の課題となっています。とくに洋上風力発電は、成長が期待される14の重要分野の先頭に記載され、政府による高い導入目標と実行計画が策定されました。また、2021年には地球温暖化対策推進法が改正され、地域における風力発電等の再生可能エネルギーの積極的導入に向けた「促進区域」の設定など、具体的な施策枠組みが示されています。

風力発電に対する環境保全の取組として、2011年の環境影響評価法の改正により風力発電所の立地に関してアセスメント手続が義務化されています。このため、環境影響評価法の適用のもとで環境配慮や地域社会への対応が求められており、地域での風力発電に係る様々な課題に向き合っています。

制度面では、2020年には環境影響評価法に基づくアセスメントの評価項目の見直しが行われ、2021年には対象事業の規模要件が大きく緩和されるなど、風力発電に係る手続の合理化や改善が図られてきています。洋上風力発電に関しては、2019年4月施行の再エネ海域利用法により、優先的な海域の選定のもとで発電施設の立地の加速化や大型化が進んでおり、発電事業における環境配慮及び地域社会との協調が求められる場面が増えてきています。

### [基本理念]

上述のように風力発電の導入・拡大に期待が集まる状況下で、今後の健全な風力発電事業を実施していくためには、とくに環境・社会面において、客観的データ等に基づく環境保全措置の実施、事業情報開示の徹底と説明責任の強化、積極的なコミュニケーションによる信頼性の確保、地域関係者との持続的な連携と協調などが求められています。

我々は、このような認識のもとに、協会が掲げる「ミッション、ビジョン、バリュー」の具体化を目指して、今日の社会環境・自然環境の変化に的確かつ誠実に対応し、風力発電の社会受容性を高めて地域社会から信頼される風力発電事業を推進していくことを目的とし、「JWPA 環境・社会行動指針」を制定します。

協会に所属するすべての主体は、本行動指針を遵守することにより、健全な風力発電の普及に取り組めます。

## 第2章 取組方針

持続可能な社会の実現に向けて、事業活動においては、環境面のみならず社会面も含む幅広い考え方であるESG（Environment Social Governance）の観点に基づく行動が求められます。前述の基本理念のもとに、ESGを主軸とした具体的な行動ルールとなる取組方針を策定し、健全な風力発電を導入してまいります。

### （1）環境への取組

脱炭素社会と循環型社会の実現、生物多様性の保全に向けて、環境保全に可能な限り配慮した事業計画を策定し、事業を実施します。

#### ① 脱炭素社会の実現

##### ●ゼロカーボン

化石燃料を使用しないエネルギーである風力発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に寄与し、脱炭素社会の実現に貢献します。

##### ●省エネ

事業活動におけるエネルギー使用量の削減、省エネルギー対策を徹底します。

#### ② 循環型社会の実現

##### ●廃棄物抑制

廃棄物の排出が少ない事業計画の策定や製品の選択等、廃棄物の発生抑制に努めます。

##### ●リユース・リサイクル

再利用可能な原材料を選択するとともに、工事に使用した資材や使用後の風力発電設備等について再利用・再生利用に努めます。

##### ●老朽化発電設備への対応

長期に稼働して老朽化した風力発電設備は、リプレースにより発電効率の向上と環境負荷の抑制等に努めるとともに、撤去する場合には、適切な処理を進めます。

#### ③ 生物多様性の保全

##### ●生態系への影響の防止

事業地の開発に際しては、重要種の生息・生育環境の保全に配慮し、個体数減少の防止と生態系の維持に努めます。

##### ●生物多様性保全の意識の向上

事業特性と生物多様性との関わりを把握し、生物多様性の維持・保全に向けて従事者の意識の向上を図ります。

#### 4 環境保全の取組

##### ● 教育の実施、教育の場の提供

自組織の従事者の環境教育に注力します。また社会に向けて、必要に応じて関係機関と連携しながら環境教育の場を積極的に提供します。

##### ● 地域関係者の懸念への対応

発電所立地に伴う環境影響など地域関係者の懸念に対し、客観的な事実を踏まえた丁寧な説明により、誠意をもって対応します。

##### ● 想定外の環境変化への対応

環境の想定外の変化に対して、観測等により状況を把握・分析し、適切な対応方針を検討し実施します。

##### ● 不確実な事項への対応

事業による環境影響の予測・評価における不確実性については、地域関係者と積極的に対話し、内容を説明します。不確実性が大きい場合には、必要に応じて共同事実確認や順応的管理の実施など誠実に対応します。

## (2) 社会的課題への対応

地域社会の一員として、適切なタイミングで必要な情報の開示や積極的なコミュニケーションを図り、地域共生に向けて災害対応や地域経済の活性化など最大限の貢献に努めます。

### ① 情報の開示 / コミュニケーション

#### ● 透明性の確保

地域関係者への説明責任を果たし、地域の要望に応じて、事業の初期段階より運転期間を通して適切なタイミングで事業情報の開示に努めます。

#### ● 関連情報や知見の共有

既存のマニュアルやガイドライン、科学的知見について、関係者が参照しやすい形で関連情報の共有に努めます。

#### ● 双方向のコミュニケーション

社会とのコミュニケーションにおいて多様な対話手法を心がけ、積極的に地域社会のご意見等を聴取するなど、双方向のコミュニケーションに努めます。

### ② 地域共生

#### ● 地域活動への参加

地域社会の理解と支援が事業活動の基盤であることを認識し、地域活動や行事、防災活動、災害時の対応等に積極的に参画し、地域社会の発展に貢献します。

#### ● 地域経済の活性化

事業活動においては、地域社会の一員として事業地域での業務発注、雇用機会の創出、地元資本の活用等により、地域経済の活性化に努めます。

### (3) ガバナンスの強化・向上

社会的責任を有する事業者として、法令遵守と公正な事業活動の推進、安全性の確保、エネルギー安定供給への貢献、国際協調の推進などガバナンスの強化を図ります。

#### ① 法令遵守と責任ある事業活動

##### ● 法令遵守の徹底

環境保全・環境アセスメントを含むあらゆる事業活動において、法令遵守の取組を徹底します。

##### ● 自主ルールによる事業活動

法律や条例はもとより、必要に応じて自主的なルール・基準を制定して取組むなど、適正な事業活動を推進します。

##### ● 公正な責任ある事業活動

企業倫理の徹底に努め、社会的良識をもって誠実かつ公正な事業活動を遂行します。行政等の公共機関との健全かつ正常な関係を保ちます。

#### ② 安全確保

##### ● 安全性の確保

安全がすべての事業活動の前提となることを常に認識し、安全性の確保を最優先します。そのため、事業のメンテナンスやモニタリング等を適切に行い、施設建設による災害防止、発電施設運用中の事故防止を徹底します。

#### ③ エネルギー安定供給

##### ● 主力電源化への安定供給の実現

主力電源を目指すとして位置づけられた再生可能エネルギーである風力発電において、安全性及び安定供給・経済効率性・環境適合（S + 3 E）の原則のもとに、電力の安定供給を実現してエネルギー自給率の向上に貢献します。

#### ④ 国際協調

##### ● 国際ルールの尊重

海外の事業活動において、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営に努めます。

##### ● 規格等に係る情報交流

海外の事業者・団体と積極的に情報交流を行い、発電設備に関する国際標準規格、環境影響調査・評価方法、ミティゲーション手法、漁業影響調査、社会受容性や合意形成の手法など幅広い知見を蓄積し、円滑な風力発電事業の導入を進めます。

##### ● SDGsの取組

持続可能な開発目標であるSDGsの実現を目指した事業活動に努め、とくにエネルギーや気候変動等の分野で貢献します。



## 参考資料

### ■用語集

#### ●ESG投資

投資の意思決定において、従来型の財務情報だけでなく、環境、社会、ガバナンスも考慮に入れる手法。

#### ●S+3E

エネルギー政策の原則である安全、安定供給、経済効率性、環境適合の考え方。Sは Safety、Eは Energy security、Economic efficiency、Environment を表す。

#### ●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量全体を実質的にゼロにすること。

#### ●海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

(平成三十年法律第八十九号、最終改正令和4年6月)

海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする法律。

#### ●化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

#### ●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、関係機関や住民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的とする制度。

#### ●漁業影響調査

開発事業による漁場環境及び漁業に対する影響について、漁業を持続的に発展させるとの立場から、漁業影響を調査、予測、評価し漁場環境保全上の対策を検討するために行う、漁業影響に関する調査。

#### ●グリーン成長

自然資産が今後も我々の健全で幸福な生活のよりどころとなる資源と環境サービスを提供し続けるようにしつつ、経済成長および開発を促進していくこと。

### ● 持続可能な開発目標：SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

### ● 促進区域

市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定）の略称。改正地球温暖化対策推進法では、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進に向けて、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（再エネ発電施設等）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であり、地域の環境保全及び経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行う「地域脱炭素化促進事業」の仕組みを導入している。

### ● 脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を可能な限り減らすだけではなく、実質的にゼロの状態を目指すために掲げられた考え方が脱炭素社会である。

### ● 地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成10年法律第百十七号、最終改正令和4年6月）

地球温暖化が地球環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること等に鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガス排出量の削減等を促進する措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

2021（令和3）年の改正では、2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた新たな基本理念の明記、地域の再エネを活用した脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度の創設、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等を盛り込み、また2022（令和4）年の改正では、温室効果ガス排出量の削減等を行う事業活動に対し資金供給等を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構の設立等に関して定め、国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨を規定している。

### ● ミティゲーション

人間の活動によって発生する環境への影響を緩和、または補償する行為。

### ● リプレイス

既存の設備から新しい設備への更新。風力発電施設のリプレイスは、風況データが整っていることや、地元調整が済んでいること、環境アセスメントが新設案件より容易であることなどから、事業リスクは低いものと考えられる。

## ■ JWPA のミッション、ビジョン、バリュー

### ミッション

風力発電の普及・拡大を通じて、人々に安心して安定した暮らしを届け、持続可能な社会の実現を目指す。

### ビジョン

脱炭素社会の実現に向け各界の知識、経験、総意を結集して、風力発電の最大限の導入、運用をリードする。風力発電を経済的に自立した主力電源にするとともに、国際的にも競争力のある風力発電産業を構築することを目指す。

2030 年に向けて

- ① 洋上風力 10GW、陸上風力 26GW の達成
- ② 全国規模での系統一体運用の実現
- ③ 洋上風力関連産業の基盤形成

### バリュー

個社や個別の業界の短期的な利益に偏ることなく、長期的且つ国家的な視野に立って、風力エネルギーの利活用に必要な施策、政策を、責任を持って提案し実行していく。

そのために、以下を行動指針とする。

- 優れた知見や経験を共有・結集し、風力エネルギー業界全体の健全な発展に努める。
- 国際的視野に立ち、優れた手法や技術など世界のベストプラクティスを積極的に取り入れるとともに、世界に誇ることができる日本の知見、技術、経験を海外に向けて積極的に発信する。
- 常に時代を見据え、イノベーション（革新・変革）を志向し、困難な問題にも建設的な解決策を提案することで、社会的に意義ある新しい価値を生み出すことに努める。
- 子供から大人まで、風力エネルギーに興味を持ち正しく理解して貰えるよう、積極的に幅広い情報を発信し、社会全般の信頼と支持の獲得に努める。
- 地域の特性に配慮した風力エネルギーの丁寧な開発や安全を優先した設備運用を通じて、地域の資源を最大限に活用し、地域の経済・社会の発展に貢献する。